

兵庫県公報

平成28年3月31日 木曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1
○ 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	7
訓 令	
○ 副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	7
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	8
○ 粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程	9

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

兵庫県税条例の一部改正により、県税等の徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長並びに換価の猶予及び換価の猶予期間の延長に係る申請の手續等を定めることに伴い、当該申請に係る申請書の様式を定める等所要の整備を行うこととした。

●知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（規則第27号）

吉本副知事の退職及び荒木副知事の選任に伴い、知事の職務を代理する順序を定めることとした。

規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第26号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第13条の表法第15条第1項及び第2項の規定による徴収猶予及び徴収猶予期間の延長の申請書の項中「法第15条第1項及び第2項」を「条例第6条の3第1項又は第3項及び同条第5項」に、「徴収猶予及び徴収猶予期間」を「徴収の猶予及び徴収の猶予期間」に改め、同項の次に次のように加える。

条例第6条の7第1項及び第3項の規定による換価の猶予及び換価の猶予期間の延長の申請書	様式第7号の2
--	---------

様式第7号を次のように改める。

様式第 7 号 (第13条関係)

徴 収 猶 予 申 請 書
徴収猶予期間延長

年 月 日

兵庫県 県民局長 様

住 所

(所在地)

氏 名

(名 称)

㊤

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電 話 () ー 番

兵庫県税条例第6条の3第1項、第3項又は第5項の規定により、次のとおり

徴 収 猶 予 申 請 を し ま す。
徴収猶予期間延長

徴収の猶予(徴収の猶予期間の延長)を受けようとする理由							
一時に納付(入)することができない事情の詳細							
納付(入)すべき徴収金							
課税年度 年 月 分 等連番	税 目 課税番号	納期限	税 額 (円)	延滞金額 (円)	加算金額 (円)	滞納処分費 (円)	備 考
合計							/
延滞金額は 年 月 日時点までのものです。							
上記徴収金のうち徴収の猶予(徴収の猶予期間の延長)を受けようとする金額	円	徴収の猶予(徴収の猶予期間の延長)を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで				
納付(入)計画							
年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円
年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円
合計			円				
提供しようとする担保の種類及び価額又は担保を提供できない特別の事情							

御注意

- 1 正副2通を提出してください。
- 2 徴収の猶予ができる期間は、1年以内となります。また、徴収の猶予期間の延長ができる期間は、既に猶予した期間と併せて2年以内となります。

(日本工業規格A列4番)

様式第7号の次に次の1様式を加える。
 様式第7号の2（第13条関係）

換 価 猶 予 申 請 書
 換価猶予期間延長

年 月 日

兵庫県 県民局長 様

住 所

(所在地)

氏 名

(名 称)

㊦

個人番号

[↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電 話 ()

一 番

兵庫県税条例第6条の7第1項又は第3項の規定により、次のとおり換価猶予期間延長の申請をします。

換価の猶予(換価の猶予期間の延長)を受けようとする理由							
一時に納付(入)することができない事情の詳細							
納付(入)すべき徴収金							
課税年度 年 月 分 等連番	税目 課税番号	納期限	税額 (円)	延滞金額 (円)	加算金額 (円)	滞納処分費 (円)	備考
合計							
延滞金額は 年 月 日時点までのものです。							
上記徴収金のうち換価の猶予(換価の猶予期間の延長)を受けようとする金額		円	換価の猶予(換価の猶予期間の延長)を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで		
納付(入)計画							
年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	
年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	年 月 日 円	
合計				円			
提供しようとする担保の種類及び価額又は担保を提供できない特別の事情							

御注意

- 1 正副2通を提出してください。
- 2 換価の猶予ができる期間は、1年以内となります。また、換価の猶予期間の延長ができる期間は、既に猶予した期間と併せて2年以内となります。

(日本工業規格A列4番)

収入金額総額	⑩								納付すべき過大還付利子割額(62)を含む	④7
本県分	⑪	0	0	0					再差引法人税割額	④8
合計事業税額	⑫								均等割額	④9
⑤+⑦+⑨+⑪									既に納付の確定した均等割額	⑤0
仮装経理に基づく事業税額の控除額	⑭								差引均等割額	⑤1
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	⑮								県民税の合計額	⑤2
⑭+⑮									⑤2のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	⑤3
⑯の	⑱								⑤2のうち租税条約の実施に係る更正による税額	⑤4
内訳	⑳								差引県民税の合計額	⑤5
資本割									利子割還付額	⑤6
⑳のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	㉒								利子割額	⑤7
⑲+㉒	㉓								(控除されるべき額)	⑤8
再差引事業税額	㉔								控除した金額	⑤9
⑱-㉒-㉓									控除することができなかった金額	⑥0
(地方) 所得割に係る	㉕								既還付利子割額の合計額	⑥1
地方法人特別税	㉖								既に納付の確定した過大還付利子割額	⑥2
⑲+㉕+㉖	㉗								指定期限	年 月 日
合計地方法人特別税額	㉘								納付場所	
既に納付の確定した地方法人特別税額	㉙								兵庫県指定金融機関、兵庫県内の郵便局、県税事務所	
差引地方法人特別税額	㉚								納代理金融機関、兵庫県内の郵便局、県税事務所	
⑲+㉙-㉚	㉛									
⑳のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	㉜									
再差引地方法人特別税額	㉝									
⑲+㉛-㉜	㉞									
申告加算金	㉟									
納付すべき加算金額	㊱									
重加算金	㊲									
事業税額等の合計額	㊳									
㉔+㉞+㉟+㊱+㊲										

(地方) 特別税

御注意

- 1 不足税額を納付されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から11月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合）、その期間経過後は、その日数に応じ、年14.6パーセントの割合（特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付してください。
- 2 上記の指定納期限までに納付されないうえに督促を受け、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないとときは、滞納処分を受けることとなります。
- 3 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第36号 2 ページの部及び 4 ページの部参考事項 1、様式第41号 1 ページの部並びに様式第42号 2 ページの部中「平成28年 3月31日」を「平成30年 3月31日」に、「にあつては」を「には」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。



知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第27号

知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する順序に関する規則（平成13年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

本則中 「副知事 吉本知之」「副知事 金澤和夫」を「副知事 金澤和夫」「副知事 荒木一聡」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第 2 号

本 庁
地 方 機 関

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表を次のように改める。

区分	担当事務
1 金澤副知事及び荒木副知事が共管する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 政策調整課、広域調整課 企画財政局 財政課、新行政課 管理局 人事課 防災企画局（総括は、金澤副知事） 災害対策局（総括は、金澤副知事）
2 金澤副知事が担任する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 ビジョン課、統計課、地域創生課、地域振興課、特区推進課、県民生活課、消費生活課、地域安全課、男女家庭課、青少年課、科学振興課、情報企画課 健康福祉部 産業労働部 農政環境部

	環境創造局 環境管理局 (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 病院局 公安委員会 労働委員会
3 荒木副知事が担任する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 秘書課、広報課、芸術文化課、水エネルギー課 企画財政局 総務課、税務課、市町振興課 管理局 職員課、管財課、文書課、私学教育課、大学課 農政環境部 農政企画局 農林水産局 県土整備部 出納局 (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 企業庁 選挙管理委員会 監査委員 人事委員会 収用委員会 海区 漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 教育委員会

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成28年 3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第 4 号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正)

第 1 条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項の表感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の 2 の規定に基づくものの款ツベルクリン反応検査の項中「980円」を「950円」に改め、同条第 6 項を次のように改める。

6 「条例別表第 1 に規定する管理規程で定める粒子線治療料（告示により算定される料金を除く。）の額は、一つの治療部位に対する一連の粒子線照射につき2,883,000円とする。ただし、当該治療部位から転移したがん及び肝臓内のがんで当該治療部位と異なる部位に発生したがんについては、一つの治療部位に対する一連の粒子線照射につき1,442,000円とする。」

第 3 条第 7 項の表パクリタキセル腹腔内反復投与療法（ただし必要症例数に達するまで。）の項を削る。

第 2 条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第10項の表中「、兵庫県立こども病院」を削り、

慢性疾患時家族宿泊施設	1 室 1 泊（15時から翌日の11時までの利用をいう。） につき1,600円
-------------	--

を

「

兵庫県立こども病院の有料駐車場	1台1時間につき150円 (駐車時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。)
-----------------	--

」

に改める。

第3条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「、兵庫県立尼崎総合医療センター」を削り、「2,600円」の右に「、兵庫県立尼崎総合医療センターにあっては1人1回につき5,000円（歯科は3,000円）」を加え、同条中第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 条例別表第1に規定する管理規程で定める他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行った後に受けた当該紹介の診療（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）に係る料金の加算の額は、兵庫県立尼崎総合医療センターにあっては1人1回につき2,500円（歯科は1,500円）とする。

附 則

この管理規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成28年5月1日
- (3) 第3条の規定 平成28年7月1日



粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成28年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第5号

粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程

粒子線治療資金貸付規程（平成15年兵庫県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「粒子線治療料」を「兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）別表第1に規定する粒子線治療料（以下「粒子線治療料」という。）」に改める。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。